

令和7年余市町議会第5回臨時会会議録（第1号）

開会 午前10時00分
閉会 午前11時09分

○招集年月日

令和7年8月25日（月曜日）

○招集の場所

余市町議事堂

○開会

令和7年8月25日（月曜日）午前10時

○出席議員（15名）

余市町議会議長 12番 藤野博三
余市町議會議員 1番 山本正行
〃 2番 尾森加奈恵
〃 4番 佐藤剛司
〃 5番 内海富美子
〃 6番 庄巖龍
〃 7番 中井寿夫
〃 8番 川内谷幸恵
〃 9番 土屋美奈子
〃 10番 伊藤正明
〃 11番 茅根英昭
〃 13番 ジャストミートあたる
〃 14番 大物翔
〃 15番 白川栄美子
〃 16番 寺田進

○欠席議員（1名）

余市町議会副議長 3番 岸本好且

○出席者

余市町長 齊藤啓輔
余市町長 渡邊郁尚
総務部長 高橋伸明
総務課長 越智英章
財政課長 高田幸樹
税務課長 成田文明
民生部長 阿部弘亨
福祉課長 大森直也
子育て・健康推進課長 新木徹也
保険課長 枝村潤
環境対策課長 佐々木大介
総合政策部長 橋端良平
政策推進課長 荒井拓之介
農林水産課長 北島貴光
商工観光課長 鈴木貴之
建設水道部長 紺谷友之
建設課長 井上健男
まちづくり計画課長 二木二郎
水道課長（併）下水道課長 後藤将人
会計管理者（併）会計課長 小黒雅文
農業委員会事務局長 佐々木孝太
教育委員会教育長 前坂伸也
教育部長 浅野敏昭
学校教育課長 本間憲明
選挙管理委員会事務局長 小林武
(併)監査委員事務局長

○事務局職員出席者

事務局長 羽生満広
議事係長 中山達郎
書記 山内千洋

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
 - 議長の諸般報告
 - 行政報告
- 第 3 常任委員会委員の選任について
- 第 4 余市町議会運営委員会委員の選任について
- 第 5 報告第 1 号 専決処分の報告について
- 第 6 報告第 3 号 専決処分事項の承認を求めるについて
(令和 7 年度余市町一般会計補正予算 (第 2 号))
- 第 7 報告第 2 号 専決処分の報告について
- 第 8 報告第 4 号 専決処分事項の承認を求めるについて
(令和 7 年度余市町一般会計補正予算 (第 3 号))
- 第 9 議案第 1 号 令和 7 年度余市町一般会計補正予算 (第 4 号)
- 第 10 議案第 2 号 令和 7 年度余市町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 第 11 議案第 3 号 北海道町村議會議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第 12 議案第 4 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第 13 議案第 5 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

開会 午前 10 時 00 分

○議長 (藤野博三君) ただいまから令和 7 年余市町議会第 5 回臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 15 名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

なお、岸本議員は入院加療のため今期臨時会は欠席の旨届出がありましたことをご報告申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

今期臨時会に提出されました案件は、議案 5 件、報告 4 件、委員の選任 2 件、他に議長の諸般報告並びに行政報告です。

○議長 (藤野博三君) 日程第 1 、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 119 条の規定により、議席番号 15 番、白川議員、議席番号 16 番、寺田議員、議席番号 1 番、山本議員、以上のとおり指名いたします。

○議長 (藤野博三君) 日程第 2 、会期の決定を議題といたします。

この際、議会運営委員会の委員長からの報告を求めます。

○6 番 (庄巖龍君) 令和 7 年余市町議会第 5 回臨時会開催に当たり、8 月 22 日午前 10 時より委員会室におきまして議会運営委員会が開催されましたので、その審議経過並びに結果につきまして私からご報告を申し上げます。

委員 7 名出席の下、さらに説明員といたしまして渡邊副町長、高橋総務部長、越智総務課長の出席がありましたことをご報告申し上げます。

今期臨時会に提出されました案件は、委員の選任 2 件、議案 5 件、報告 4 件、他に議長の諸般報告と行政報告でございます。

会期につきましては、本日 1 日と決定いたしましたことをご報告申し上げます。

なお、日程の割り振りにつきましては、議員各位のお手元に日程表が配付をされておりますので、省略をさせていただきます。

さらに、内容につきましてご報告申し上げます。

日程第3、常任委員会委員の選任についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第4、余市町議会運営委員会委員の選任についてにつきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第5、報告第1号 専決処分の報告について、日程第6、報告第3号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度余市町一般会計補正予算（第2号））、以上2件につきましては、それぞれ関連がございますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第7、報告第2号 専決処分の報告について、日程第8、報告第4号 専決処分事項の承認を求めることについて（令和7年度余市町一般会計補正予算（第3号））、以上2件につきましては、それぞれ関連がございますので、一括上程の上、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第9、議案第1号 令和7年度余市町一般会計補正予算（第4号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第10、議案第2号 令和7年度余市町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

日程第11、議案第3号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、日程第12、議案第4号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、日程第13、議案第5号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、以上3件につきましては、即決にてご審議いただくことに決しました。

以上を申し上げまして、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（藤野博三君） ただいま委員長から報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

なお、今期臨時会は、地方自治法第121条第1項の規定により説明員として通知のありました者はお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、傍聴人の定員について申し上げます。

傍聴規則第3条の規定により、傍聴人は報道関係者と他に一般傍聴者38名となっておりますことをご報告申し上げます。

○議長（藤野博三君） 次に、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定によります例月出納検査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、地方自治法第199条第9項の規定によります定例監査の結果報告が監査委員からありましたので、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、国道229号余市・岩内・島牧間整備促進期成会の総会が開催され、総会終了後要請行動が実施され、お手元に配付の内容のとおり要請しておりますことをご報告申し上げます。

以上で諸般報告を終わります。

○議長（藤野博三君） 次に、町長から申出のありました行政報告について発言を許します。

○町長（齊藤啓輔君） 損害賠償について。

損害賠償について行政報告を申し上げます。本件は、余市フィッシャリーナにおいて2件の事故

が発生し、当該事故の損害賠償について関係者と交渉を行い、示談が成立したことから、その概要につきましてご報告申し上げるものでございます。

事故の概要につきましては、令和5年6月25日に施設内の駐艇場所への搬入作業においてボートトレーラーから出ていたブレーキワイヤケーブルが引きずられ、側溝の蓋に引っかかり、ワイヤケーブルを破損したものです。

続いて、令和7年7月27日にボートクレーンによる船舶の下架作業において海面に着水した船舶をクレーン帶から引き離す際に船舶に装備されていたロッドホルダーとクレーン帶が接触したことで装備品の一部が海中に落下し、損失させたものでございます。

その後それぞれの所有者と話し合いを行い、本町が損害賠償金を支払うことにより和解することで合意に至り、令和7年7月3日及び令和7年8月14日に地方自治法第180条第1項の規定により和解及び損害賠償額の決定及び地方自治法第179条第1項の規定により補正予算について専決処分をいたしたところでございます。

今後におきましては、作業の安全確認の徹底により一層努めてまいる所存でございますので、議員各位の特段のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、損害賠償についての行政報告といたします。

○議長（藤野博三君） 以上で町長からの行政報告を終わります。

○議長（藤野博三君） 日程第3、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名いたしたいと思います。

まず、総務産建常任委員会委員には、山本正行

議員、佐藤剛司議員、中井寿夫議員、川内谷幸恵議員、土屋美奈子議員、茅根英昭議員、大物翔議員、白川栄美子議員。

次に、民生教育常任委員会委員には、尾森加奈恵議員、岸本好且議員、内海富美子議員、庄巣龍議員、伊藤正明議員、藤野博三議員、ジャストミートあたる議員、寺田進議員。

以上のとおり指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、選任することに決定いたしました。

○議長（藤野博三君） 次に、日程第4、余市町議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名いたしたいと思います。

山本正行議員、佐藤剛司議員、川内谷幸恵議員、土屋美奈子議員、伊藤正明議員、茅根英昭議員、寺田進議員。

以上のとおり指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり、選任することに決定いたしました。

○議長（藤野博三君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第5、報告第1号 専決処分の報告について、日程第6、報告第3号 専決処分事項の承認を求めるについての以上2件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第5ないし日程第6を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○農林水産課長（北島貴光君） ただいま上程されました報告第1号 専決処分の報告について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回ご提案申し上げましたのは、行政報告でご報告いたしました令和5年6月25日に余市フィッシャリーナ施設内において船舶を駐艇場所への搬入作業においてポートトレーラーから出でていたブレーキワイヤーケーブルが引きずられていることに気づくのが遅れ、施設内側溝の蓋にワイヤーケーブルが引っかかり、切断した破損事故において船舶所有者と示談に向けての交渉を行い、このたび和解に至りましたことから、地方自治法第180条の第1項の規定に基づき和解及び損害賠償額について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づきご報告申し上げる次第でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第1号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年8月25日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

和解及び損害賠償の額の決定について地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年7月3日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定について。

余市フィッシャリーナ施設内における船舶搬入作業中の破損事故の損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償額を決定する。

記。

1、和解の相手方、住所、余市郡余市町大川町6丁目92番地1、氏名、医療法人社団修榮会、泉川修良。

2、和解の要旨、本件事故に関する一切の損害賠償金として余市町は相手方に対し、10万1,310円を支払うものとする。

3、事故の概要、（1）、事故の発生年月日、令和5年6月25日。（2）、事故の発生場所、余市郡余市町入舟町1番地1地先。（3）、事故の内容、余市フィッシャリーナ施設内の船舶搬入作業において、ポートトレーラーのブレーキワイヤーケーブルが引きずられていることの確認が遅れ、施設内の排水溝の蓋に引っ掛かり、ポートトレーラーのブレーキワイヤーケーブルを破損したもの。

以上、報告第1号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

○財政課長（高田幸樹君） 続きまして、一括上程されました報告第3号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第3号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました令和7年度余市町一般会計補正予算（第2号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

令和7年度余市町一般会計補正予算（第2号）の内容につきましては、一括上程されております報告第1号、損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定についてに係る損害賠償の予算計上でございます。

なお、歳入につきましては、総合賠償責任保険金により歳出との均衡を図った次第でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第3号 専決処分事項の承認を求ること

について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和7年8月25日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年7月3日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

令和7年度余市町一般会計補正予算（第2号）。

令和7年度余市町の一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 岁入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億8,907万1,000円とする。

2 岁入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 岁入歳出予算補正」による。

歳出からご説明申し上げます。1ページをお開き願います。最下段でございます。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、12目諸費、補正額10万2,000円、21節補償補填及び賠償金10万2,000円につきましては、フィッシャリーナ施設内における船舶搬入作業中の破損事故に係る損害賠償金の補正計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。同じく1ページの下段をご覧願います。2、歳入、21款諸収入、5項雑入、1目雑入、補正額10万2,000円、1節雑入10万2,000円につきましては、歳出における損害賠償金に係る総合賠償責任保険金の補正計上でございます。

以上、報告第3号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○13番（ジャストミートあたる君） 質問させていただきます。

このフィッシャリーナの管理は、農林水産課とホームページには書いてあるのですが、常駐職員というのはほかに農林水産課以外では担当していないのでしょうか。

それと、ホームページでは冬期は常駐職員が不在となることからということでシーズン中は常駐していることがうかがえますが、総勢何名で運営されているのか、そしてシーズン中は常駐職員は何名なのかお答えください。

○農林水産課長（北島貴光君） 13番、ジャストミートあたる議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、フィッシャリーナにつきましては、会計年度任用職員5名を採用しております、そのうち3名もしくは2名体制で運営しております。

あと、議員おっしゃいますとおり、冬期間は12月から3月までは閉鎖しております。

○13番（ジャストミートあたる君） その間会計年度職員という方は、農林水産課の業務に当たるのかというのがまず1つ。

あと、フィッシャリーナの損害賠償が過去2度ほど私が議員になってから報告で上がってきているのですが、過去2023年、令和5年7月26日、下架作業中の重機操作ミスの着水と、これと2024年、令和6年1月18日、除雪作業中に雪に埋もれたボートトレーラーのジャッキに接触と、これに対して損害賠償が行われていると。これ安全確認や事故による運営の改善というのになされていったのでしょうか。

○農林水産課長（北島貴光君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問にご答弁申し上げます。

会計年度任用職員につきましては、冬期の閉鎖期間中につきましては雇用してございません。

続きまして、安全確認、確かに令和5年、事故が多くございまして、そのことにつきましては職員のほうには十分作業の安全確認、または作業時に当たる確認、または平日におけるヒヤリ・ハットですか、そういったところの意識のすり合わせ、そういったものをするように鋭意指導してございますので、ご理解願いたいと存じます。

○13番（ジャストミートあたる君） 会計年度職員が3から2名ということは、農林水産課の職員が2名ほど入っていると思うのですけれども、会計年度職員だけで回っているのか、それとも常に職員が1人いて会計年度が入ってという、本職員が常に入っているのかというのを知りたいです。

あと、それにしても損害賠償となると必ずフィッシャリーナが出てくるので、ここが安全確認がちょっと足りないのではないかと。いろいろ過去のやつを見ても着水とか結構重大な事故に関わるので、そこら辺を気をつけていただきたいなと思います。お答えください。

○農林水産課長（北島貴光君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問にご答弁申し上げたいと存じます。

会計年度任用職員5名採用しております、そのうち日中3名もしくは2名、その5名の中でそのように回してございますので、通常農林水産課の職員はフィッシャリーナのほうには常駐してはございませんが、有休等の絡みがあって例えば向こうの会計年度職員の人数が足りないという場合につきましては農林水産課の職員がそちらのほうに行って対応しているというところでございます。

あと、最後の十分気をつけていただきたいという部分のことは十分胸にとどめまして、きちんと会計年度任用職員、またうちの職員、意識共有しながら安全確認に努めていきたいと考えてございます。

ますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

まず、報告第1号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第1号を採決いたします。

本案は、報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第1号 専決処分の報告については、報告のとおり了承されました。

次に、報告第3号についてお諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第3号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第3号 専決処分事項の承認を求ることについては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長（藤野博三君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告がありましたように、日程第7、報告第2号 専決処分の報告について、日程第8、報告第4号 専決処分事項の承認を求ることについての以上2件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第7ないし日程第8を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○農林水産課長（北島貴光君） ただいま上程されました報告第2号 専決処分の報告について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回ご提案申し上げましたのは、行政報告でご報告いたしました令和7年7月27日に余市フィッシャリーナ施設内においてボートクレーンによる船舶の下架作業においてクレーン帶と船舶の装備品でありますロッドホルダーが接触し、海中へ落下させ、損失させた損失事故において船舶所有者と示談に向けての交渉を行い、このたび和解に至りましたことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき和解及び損害賠償額について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定に基づき報告申し上げる次第でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第2号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年8月25日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

和解及び損害賠償の額の決定について地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年8月14日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定について。

余市フィッシャリーナ施設内における船舶下架作業中の損失事故の損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償額を決定する。

記。

1、和解の相手方、住所、北海道小樽市住吉町5番22号、氏名、株式会社ベルクオーレ代表取締役、福島誠一。

2、和解の要旨、本件事故に関する一切の損害賠償金として余市町は相手方に対し、7,370円を支払うものとする。

3、事故の概要、（1）、事故の発生年月日、令和7年7月27日。（2）、事故の発生場所、余市郡余市町入舟町1番地1地先。（3）、事故の内容、余市フィッシャリーナ施設内のボートクレーン船舶下架作業において、海面着水の船舶とクレーン帶を引き離す際に、船舶に装備されていたロッドホルダーとクレーン帶が接触したことで装備品の一部を海中へ落下させ損失したもの。

以上、報告第2号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

○財政課長（高田幸樹君） 続きまして、一括上程されました報告第4号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

報告第4号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしました令和7年度余市町一般会計補正予算（第3号）について、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

令和7年度余市町一般会計補正予算（第3号）の内容につきましては、一括上程されております報告第2号、損害賠償に係る和解及び損害賠償額の決定についてに係る損害賠償の予算計上でございます。

なお、歳入につきましては、総合賠償責任保険金により歳出との均衡を図った次第でございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

報告第4号 専決処分事項の承認を求めるについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和7年8月25日提出、余市町長、齊藤啓輔。次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和7年8月14日、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。

令和7年度余市町一般会計補正予算（第3号）。

令和7年度余市町の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億8,907万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明申し上げます。1ページをお開き願います。最下段でございます。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、12目諸費、補正額8,000円、21節補償補填及び賠償金8,000円につきましては、フィッシャリーナ施設内における船舶下架作業中の損失事故に係る損害賠償金の補正計

上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。同じく1ページの下段をご覧願います。2、歳入、21款諸収入、5項雑入、1目雑入、補正額8,000円、1節雑入8,000円につきましては、歳出における損害賠償金に係る総合賠償責任保険金の補正計上でございます。

以上、報告第4号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の報告2件についてこれより質疑を行います。

○13番（ジャストミートあたる君） 同じ内容なので、先ほどの続きをちょっとしたいと思います。

会計年度職員が5人と、2名から3名が常駐ということなのですけれども、会計年度職員の方は何か資格を持っているのでしょうか、重機を使うとか。会計年度の方の月々のお給金はお幾らで、ボーナスは支払われているのかどうかお答えください。

○農林水産課長（北島貴光君） 13番、ジャストミートあたる議員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、会計年度任用職員を募集するに当たって必要資格といたしまして大型特殊自動車免許、あと車両系建設機械の技能講習修了書、地上操作式クレーン技能講習修了、玉掛け技能講習修了の資格を有しているというところで募集をかけてございます。

月額で雇っている方につきましては22万7,806円となってございます。期末、勤勉手当はありという形になってございます。

○13番（ジャストミートあたる君） 資格を持っている方が会計年度で入っているということで、月々22万7,000円でボーナスなしということで、結

構重要なところに配置されているのだなと思うのですけれども、これくらいのお給金でボーナスもなしでやるということはやっぱりモチベーションもそんなに上がらないから、こういった事故が起ころのかなと、僕なんかはそう思ってしまう。気が抜けるというか、これ失礼な言い方かもしれないですけれども、これが30万円、40万円もらっているのだったらしっかりとやろうかなというところもあると思うのですが、ここに職員が1人常駐するとか、定期的に見に行くとかということはこれからされないでしょうか。

○農林水産課長（北島貴光君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問にご答弁させていただきたいと思います。

期末、勤勉手当につきましてはありということで、申し訳ございません、そのように。

金額につきましては、いろいろ考え方あると思ってございますが、ほかの会計年度職員よりは少しは高い料金体系となってございます。

あと、モチベーションにつきましては、その人の資質、そういったところもあろうかと思いますが、議員おっしゃいますとおりたまに職員が、通常業務もございますので、そちらにばかり行くわけにもいきませんので、定期的に顔を出してどのような状況になっているかですとか、その都度いろいろお話を聞きながらフィッシャリーナのほううまく運営していきたいと考えてございますので、ご理解願いたいと存じます。

○13番（ジャストミートあたる君） 先ほどちょっと聞き違いがありまして、大変失礼しました。お答えいただきありがとうございます。大変よく分かりました。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終結いたします。

まず、報告第2号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規

定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第2号を採決いたします。

本案は、報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第2号 専決処分の報告については、報告のとおり了承されました。

次に、報告第4号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより報告第4号を採決いたします。

本案は、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、報告第4号 専決処分事項の承認を求ることについては、報告のとおり承認することに決しました。

○議長（藤野博三君） 次に、日程第9、議案第

1号 令和7年度余市町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○財政課長（高田幸樹君） ただいま上程されました議案第1号 令和7年度余市町一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

このたびご提案いたします補正予算につきましては、余市町デマンド交通の運行に係る経費の補正計上でございます。

また、歳入につきましては繰越金に財源を求め、歳出との均衡を図ったものでございます。

以下、議案を朗読してご説明申し上げます。

議案第1号 令和7年度余市町一般会計補正予算（第4号）。

令和7年度余市町の一般会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ217万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113億9,125万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年8月25日提出、余市町長、齊藤啓輔。

歳出からご説明申し上げます。1ページをお開き願います。最下段でございます。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、補正額217万1,000円、12節委託料217万1,000円につきましては、デマンド交通運行事業委託料の補正計上でございます。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。同じく1ページの下段をご覧願います。2、歳入、20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額217万1,000円、1節繰越金217万1,000円につきましては、必要となる一般財源の補正計上でございます。

以上、議案第1号につきまして提案理由をご説

明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

○13番（ジャストミートあたる君） まず、デマンド交通運行事業委託料というものに対して中身がこれだけではちょっと分かりづらいので、もうちょっと詳しく教えていただきたいなと思います。

○政策推進課長（荒井拓之介君） 13番、ジャストミートあたる議員の質問に答弁させていただきます。

余市町デマンド交通につきましては、郊外部の交通空白地域をなくすために令和5年度、令和6年度にかけて実証運行を行ってきたのですが、運行に関しては郊外地域から目的地までをデマンドで運行してお客様を運ぶという事業になっておりまして、もちろん帰りの便もご用意しておりますので、運行内容についてなのですが、毎週決められた曜日で週1回実証運行してまいりまして、本格運行に関しても同じ内容でいこうと考えております。詳しい内容ということなので、運行方法については利用される方は余市町役場に登録していただいた上で運行事業者に対して電話予約をしていただいて、何時に迎えに来てほしいという形で予約をして運行する形となりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○13番（ジャストミートあたる君） 令和6年第4回臨時会にて余市町地域公共交通利便増進実施計画というのが話されて、策定の検討に当たって3つの調査事業の予定だったということが議事録に残っております。1、循環線に関する利用実態調査と効果分析、2、デマンドバス実証運行、3、実証運行に対する交通事業者や地域関係者に対するヒアリングとあります。これらの調査結果を基に今回のデマンド交通運行事業の委託とされるの

か、そこら辺の精査をお示しください。

○政策推進課長（荒井拓之介君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問に答弁いたします。

議員おっしゃるとおりの内容でございますので、内容に関しましては地域活性化協議会の中で検討させていただいておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願ひいたします。

○13番（ジャストミートあたる君） これに基づいてデマンド交通事業の委託とされるということだったのですが、ヒアリングだとか実証運行、それから効果分析と様々な項目があって、結果どのような発見があって、どのような判明した事実があったのかご報告ください。

○政策推進課長（荒井拓之介君） 13番、ジャストミートあたる議員の再度のご質問に答弁させていただきます。

まず、アンケートを実施させていただいたところ、デマンド交通実証運行を実際に利用されていた方、利用目的としては買物が約9割、週1回であるが、外出頻度の向上ですとか、家族等の送迎機会の減少につながっているというお話を伺っております。アンケートの中ではほかにも継続的にやってほしいという意見が非常に多く見られまして、全体としては運行自体に否定的な意見はございませんでした。

実証実験してみたところなのですけれども、利用実績としては登録された方が104人いらっしゃって、延べ885人の利用があったところでございます。やはり利用実績の多い場所、少ない場所というのが分かれる結果となったところでございます。そういった点もいろいろ判断させて検討させていただいて今回のデマンド運行の本格運行という形にさせていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願ひいたします。

（「議事進行」の声あり）

○13番（ジャストミートあたる君） 循環線に関する利用実態調査、効果分析が答えられていないと思いますけれども。

○議長（藤野博三君） 荒井政策推進課長、答弁できていないところがあるので、その部分の答弁お願ひいたします。

○総合政策部長（橋端良平君） 13番、ジャストミートあたる議員のご質問でございますけれども、循環線の効果分析含めまして、循環線も路線バスでございますので、路線バス含めて利用者に対するアンケート調査を実施しております、その利用状況等々を分析してございます。そして、その上で我々が、路線バスにつきましてはバス事業者のほうで検討されるべきものでありますけれども、循環線につきましては公共交通活性化協議会の中で検討するものでありますので、その中で路線の見直し、持続可能な運行が可能となるような検討していきましょうというところでございまして、それが先ほど議員おっしゃられたまさに利便増進計画、そういった中での検討材料でございます。

○2番（尾森加奈恵君） では、歳出の2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、12節委託料217万1,000円、デマンド交通運行事業委託料について3点ほどお伺いします。

まず、1点目なのですが、昨年デマンド交通の実証運行を令和6年の1月から令和6年3月、そして令和6年の8月から令和7年の2月に行っていまして、令和7年3月に策定された余市町地域公共交通計画にこのアンケート結果が掲載されていました。先ほど答弁の中でもありましたけれども、今後も続けてほしいですとか、とても助かっている、ぜひ本格運行してほしいという意見が多かったのですけれども、本格運行が令和7年の11月からと説明が委員会でありますけれども、なぜ11月からの実施になったのか、理由をお伺いします。

2点目ですが、令和7年11月から本格運行するということですが、この本格運行は毎週水曜日と金曜日に2往復、1便当たりの最大利用者数を8名、運賃を大人300円、小学生150円に設定していることですが、想定している利用者数を踏まえた年間の運賃収入の見込額と運行経費に対する収入割合について、もちろん想定で構いませんので、お伺いします。

そして、3点目ですが、令和6年の8月から令和7年2月までの実証運行については520万円ほどの予算が計上されていたと記憶しています。アイヌ文様車両運行事業委託料を使用していたと思うのですが、昨年の予算額と比較すると、令和7年度の本格運行が217万1,000円、予算が縮小されているように感じますが、運行に支障はないのか、また今回は繰越金を財源として充てている状況だと思いますが、委員会では令和8年4月1日以降も継続運行を予定しているという説明を受けました。今後も継続して運行するのであれば、安定的な財源の確保が必要ではと考えますが、どのような見通しを持たれているのかお伺いします。

以上、よろしくお願ひします。

(「議事進行」の声あり)

○6番（庄巖龍君） さきの総務産建常任委員会におきまして確かに今尾森議員の発言された交通計画につきましての冊子は配られましたが、全議員のところには配付はされておりません。ですから、ほかの議員は見ていないわけです。それを常任委員会で見たからといってここで話をするというのは、各議員は持っていない資料なわけで、これは公正性を欠くので、ちょっと違うと思うのですが、この辺のお取り計らいをお願いしたいと思います。

○議長（藤野博三君） 尾森議員に確認します。

これは常任委員会で報告があったと思いますけれども、その中で報告が足りなかった、その他のことがあったということでの質疑という形でよろ

しいですね。

○2番（尾森加奈恵君） 委員会の中では、予算などはまだ出ていませんでしたので、予算についてなどの質疑ができなかったもので、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（藤野博三君） 荒井政策推進課長に申し上げます。

重複するところが委員会とないような形で答弁いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○政策推進課長（荒井拓之介君） 尾森議員の質問に答弁させていただきます。

まず、11月からの理由ということなのですけれども、委員会でも報告させていただいたとおり6月22日に行われた地域公共交通活性化協議会の中で本運行について承認いただいたところでございます。その後私どものほうでもいつからできるかというのはずっと検討してきたのですけれども、雪が降る前に何とか運行開始したい、できるだけ早く運行したいということで今回9月定例ではなくて8月の臨時議会ということで提案させていただいたところでございます。今後運輸局の登録等のスケジュールがございますので、何とか11月に間に合うように運行させていただきたいと考えております。

2点目の運賃についてなのですが、実証運行のとおりの規模でいうと、年間で40万円から50万円程度の運賃収入があるのではないかなどと考えてございます。収入割合に関しては、恐らく年間事業費500万円程度を想定しておりますので、運賃収入としては1割いかないかなというところでございます。

3点目、実証運行の際の予算との差額ということなのですけれども、まず1つは実証運行と今回の月数が違いますので、まず月数が減ったこと、それと栄町、登町の路線を今回減らすということでご報告させていただいたところですけれども、

1路線減らしたところ、そういったところで予算規模縮小という形になっております。財源の見通しに關しましては、基本的に運行に係る経費から運賃収入を差し引いた金額が実質町負担額なのですが、その金額のうち半分は国の補助が出る予定となっておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（藤野博三君） 尾森議員に申し上げます。

先ほど議長のほうから説明を求めましたので、今回の質疑が2問目といたしますので、質疑のほうよろしくお願ひいたします。

○2番（尾森加奈恵君） 1点目の答弁については、雪が降る前にということで、そして登録のスケジュールの関係もあるので、11月になったということで承知しました。

2点目の答弁なのですが、年間40万円から50万円を見込んでいるということで、こちらも承知しました。

3点目なのですが、路線が栄町、登方面が減ったこともあるので、それで運行できるであろうということなのですが、今後持続させていくには安定的な財源の確保のほかに利用促進策の強化というものが必要だと思うのです。町民の方にたくさん利用していただくことが必要になってくると思うのですが、今後の利用促進策についてお伺いします。

○政策推進課長（荒井拓之介君） 2番、尾森議員の再度の質問に答弁させていただきます。

まず、町民の周知に關しましては、対象区域の皆様に令和5年、令和6年と広報、チラシを入れてお知らせさせていただいて一定程度周知はできているのかなというふうには感じております。ただ、議員おっしゃるとおり利用いただけなければ公共交通、当然廃止など検討せざるを得なくなります。私どもとしては、議員おっしゃるとおり公共交通を利用しやすくなるような環境づくりを今後も行っていこうと思っております。実際には、

利用しやすい環境づくりということで、周知というよりも制度がもっと拡充できればいいかなと思っております。ただ、そういったことは利用者の声も聞きながら協議会の中で検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（藤野博三君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これにて質疑を終いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第1号 令和7年度余市町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 日程第10、議案第2号 令和7年度余市町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○水道課長（後藤将人君） ただいま上程されました議案第2号 令和7年度余市町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、その提案理由をご説明申し上げます。

このたびの補正の内容につきましては、余市川浄水場中央監視設備更新工事の設計変更に係る債務負担行為の追加でございます。余市川浄水場の中央監視設備については、令和8年度までの債務負担行為を設定し、令和5年度より更新工事を実施しているところですが、本年度場内の制御盤等の製作に向け、耐候試験を実施したところ、更新対象外の膜ろ過制御盤との間で制御上の不良が発生し、さらに膜ろ過制御盤内部の基板についても老朽化を起因とする不良が発見されたところであります。そのため、このまま切替え工事を行うと作業時の電源操作により故障が生じる可能性が高くなり、その場合ろ過工程に影響が生じ、長期間の運転停止を余儀なくされることが懸念される状況であります。これらの現状を踏まえ、本工事の設計変更により膜ろ過制御盤の更新等の追加が必要となることから、新たに地方自治法第214条に基づく債務負担行為を設定するものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第2号 令和7年度余市町水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条 令和7年度余市町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第5条の表中、中央監視設備更新施工監理業務の項の次に次のように加える。

表内左欄より朗読いたします。

中央監視設備更新事業、令和8年度、8,872万6,000円。

令和7年8月25日提出、余市町長、齊藤啓輔。

以上、議案第2号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第2号 令和7年度余市町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 次に、さきに議会運営委員会の委員長から報告ありましたように、日程第11、議案第3号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、日程第12、議案第4号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、日程第13、議案第5号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について、以上3件を一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、日程第11ないし日程第13を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（越智英章君） ただいま一括上程となりました議案第3号ないし議案第5号の議案3件につきまして、その提案理由をご説明申し上げ

ます。

今回ご提案申し上げます規約の変更につきましては、江差町・上ノ国町学校給食組合が令和7年3月31日をもって解散したことに伴い、組合規約の一部を変更する必要が生じたため、本案を提出するものでございます。

以下、議案を朗読し、ご説明いたします。初めに、議案第3号を朗読し、ご説明申し上げます。

議案第3号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。

令和7年8月25日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

次に、一括上程されております議案第4号を朗読し、ご説明いたします。

議案第4号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。

令和7年8月25日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合規約（昭和32年

1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表檜山管内の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

次に、一括上程されております議案第5号を朗読し、ご説明いたします。

議案第5号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。

令和7年8月25日提出、余市町長、齊藤啓輔。

次のページをお開き願います。北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合規約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1檜山振興局（11）の項中「（11）」を「（10）」に改め、「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

別表第2の9の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

以上、一括上程されました議案第3号ないし議案第5号につきまして提案理由をご説明申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、参考資料といたしましてそれぞれ新旧対照表を添付してございますので、ご高覧賜ります

ようお願い申し上げます。

○議長（藤野博三君） 提案理由の説明が終わりました。

一括議題の議案3件についてこれより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

まず、議案第3号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第3号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第4号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号についてお諮りいたします。本案につきましては、会議規則第38条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第5号 北海道市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

○議長（藤野博三君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって令和7年余市町議会第5回臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時09分

上記会議録は、中山書記・山内書記の記載したものであるが、
その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 12番 藤野博三

余市町議会議員 15番 白川栄美子

余市町議会議員 16番 寺田進

余市町議会議員 1番 山本正行